

国保の届出は忘れず14日以内に

こんなとき		届出に必要なもの	
国保に入るとき	転入してきたとき	転入届(控) マイナンバーカード(1) 通帳、届出印、キャッシュカード(2)	(本人確認書類(運転免許証など)は不要)
	ほかの健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書 マイナンバーカード(1) 通帳、届出印、キャッシュカード(2)	
	子どもが生まれたとき	出生届(控)(3) マイナンバーカード(1) (出産育児一時金については「出産・死亡・訪問看護療養費」参照)	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書 マイナンバーカード(1) 通帳、届出印、キャッシュカード(2)	
国保をやめるとき	転出するとき	保険証(4) 転出届(控) マイナンバーカード(1)	
	ほかの健康保険に加入したとき	国保と新たに加入した社会保険の保険証(5) マイナンバーカード(1)	
	死亡したとき	保険証(4) 死亡の証明 マイナンバーカード(1) (葬祭費については「出産・死亡・訪問看護療養費」参照)	
	生活保護を受けるとき	保険証(4) 保護開始決定通知書 マイナンバーカード(1)	
その他	市内で住所が変わったとき	保険証(4) マイナンバーカード(1)	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証(4) マイナンバーカード(1)	
	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	保険証(4) マイナンバーカード(1)	
	保険証をなくしたとき	マイナンバーカード(1)	
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	保険証 在学証明書 他の市区町村の住民票(6) マイナンバーカード(1)	
	ほかの市区町村の施設に入所したとき	保険証 入所証明書 マイナンバーカード(1)	

国保の届出人については、「国民健康保険の申請・届出について」を参照してください。

- 平成28年1月1日からマイナンバー法により、国保の届出の際にマイナンバーを記載する必要があります。詳細は「国民健康保険の申請・届出について」を参照してください。
- 保険税の納付は原則口座振替です。通帳と届出印をお持ちください。なお、振替口座名義人本人が申し込む場合は、キャッシュカードを持参していただき、暗証番号の入力と本人確認書類の提示で口座振替の申込みができます。利用可能な金融機関は「国民健康保険税の納付には安心して便利な口座振替・自動払込を」参照。
- 他の市区町村に出生届を提出された人は出生届出済証明が記載されている母子健康手帳をお持ちください。
- 該当する人の保険証をお持ちください。該当する人が世帯主の場合は、同一世帯の国保加入者全員の保険証をお持ちください。
- 社会保険に加入された人全員の保険証をお持ちください。
- 川西市から転出後、さらに住所変更している場合に必要です。

保険証のお渡しは、即日交付ができない場合があります。